

F A X 送 信 案 内

F A X 043-222-6750

令和 3年 9月 1日

宛 先	県営住宅小規模修繕指定業者各位 (建築・設備業者)	発 信 者	千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 工務課 電話 043-222-9711 FAX 043-222-6750 (担当)
件 名 インボイス制度開始に関する留意について (お知らせ)		通信枚数 (案内含む)	1 枚

<通信欄>

いつもお世話になっております。

平素、県営住宅の修繕にご協力いただきありがとうございます。

本件につきまして、別紙を確認いただき、ご対応をよろしくお願いいたします。
なお、別紙のパンフが FAX 性能上で見えない場合は下記 HP で資料が掲載されてい
ます。こちらで詳細を確認お願いいたします。

[インボイス制度についての資料]

国税庁 <https://www.nta.go.jp/>

令和3年9月1日

取引先各位

千葉県住宅供給公社

理事長 加藤岡 正

(公印省略)

消費税に係るインボイス制度開始に関する留意について (お知らせ)

1. 令和5年10月1日から消費税に係る「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

内容は、現行の請求書に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額」の記載が追加されます。これをインボイス(一定の事項を記載した請求書、領収書、レシート等)といたします。

2. なお、インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者となる必要があります。事前の手続きとして、インボイス発行事業者の登録申請が令和3年10月1日から開始されます。(令和5年10月1日以降にインボイスを発行するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。)

3. また、消費税の申告にあたり、令和5年10月1日以降はインボイスでないと「仕入税額控除」が出来なくなります。

4. このため、当会社としては、令和5年10月1日以降、取引先に対してインボイスの交付を要求致しますので、取引先におかれましても準備のほどよろしくお
願い致します。

5. 参考として国税庁のチラシを添付しますので、ご覧頂き、インボイス制度の詳しい内容等については、御社の管轄の税務署へお問い合わせ下さい。